記 者 発 表 資 料 令 和 4 年 9 月 1 3 日 教 育 庁 教 職 員 課 担当:須藤 内線3630

職員の処分について

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表 基準(平成12年4月1日施行)により、お知らせします。

記

- 1 発生年月日 令和4年2月1日から同月4日まで及び同月14日
- 2 所属の種別 小学校
- 3 年齢27歳
- 4 管理職,一般職の別 一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別 教育職員
- 6 事件・事故の概要

柴田町立東船岡小学校 教諭 庄司 駿介は、令和4年2月14日、同校トイレ内に小型カメラを設置したとして、迷惑行為防止条例違反により、令和4年7月20日付けで罰金40万円の略式命令を受けた。また、令和4年2月1日から同月4日までにも、同校トイレ内に小型カメラを設置した。いずれにおいても、被害となる画像等は一切確認されていない。

庄司教諭は、「本当に申し訳ないという気持ちでいっぱいである。」と述べている。

- 7 処分内容 懲戒処分として「免職」
- 8 処分年月日 令和4年9月13日